

○板倉町職員の懲戒処分等の公表基準に関する規程

(平成26年3月25日訓令第3号)

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づく懲戒処分等を行った場合の処分内容等を公表することにより、町民に信頼される公正で透明な町政運営、公務員倫理の保持の徹底及び不祥事の発生防止を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2条 次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合の地方公務員法に基づく休職処分を行った場合
- (3) 前2号に掲げる処分のほか、社会的影響等を勘案し公表する必要がある場合

(公表内容)

第3条 公表する内容は、原則として次のとおりとする。

- (1) 被処分職員の役職
- (2) 被処分職員の年齢及び性別
- (3) 処分の種類
- (4) 事案の概要
- (5) 処分年月日

2 前項の規定にかかわらず、警察等で被処分職員の氏名等が公にされている場合又は社会的影響が著しく大きいと判断される場合は、被処分職員の所属名及び氏名を公表することができる。

(公表の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

(公表時期)

第5条 公表は、処分を行った後、速やかに行うものとする。

(公表方法)

第6条 公表の方法は、町のホームページへの掲載その他適宜の方法により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。